

## 避難計画チェックリスト

チェック 対象施設名		チェック 担当者名	
---------------	--	--------------	--

計画の項目	チェック項目	チェック欄
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達 (水防法施行規則 16 条一) 洪水時の防災体制に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 一) 土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項	施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか	
	避難準備・高齢者等避難開始の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか	
	避難準備・高齢者等避難開始等の発令が無い場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料が設定されているか	
(イ) 避難誘導 (水防法施行規則 16 条二) 洪水時の避難の誘導に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 二) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項	避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか	
	避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に設定されているか	
	必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されているか	
(ウ) 施設整備 (水防法施行規則 16 条三) 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項	洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するための設備が記載されているか	
	夜間に避難を行うことが想定される場合、そのために必要な設備が記載されているか	
	屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されているか	
(エ) 教育・訓練 (水防法施行規則 16 条四) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 四) 土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項	適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか	
(オ) 自衛水防組織 (設置した場合のみ) (水防法施行規則 16 条五) 自衛水防組織の業務に関する事項	自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか	